

平成31年 第2回
教育委員会定例会会議録

平成31年2月6日（水）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2514号

平成31年第2回定例会

日 時 平成31年2月6日(水) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	永 田 よし子

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2500号 第13回臨時会(平成30年6月26日開催)

第2501号 第7回定例会(平成30年7月10日開催)

第2502号 第14回臨時会(平成30年7月24日開催)

第2503号 第8回定例会(平成30年8月7日開催)

日程第2 審議事項

- 1 港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について
- 2 港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について
- 3 港区立図書館の管理運営に関する基本協定書の締結について
- 4 教育管理職の任命内申について

5 港区郷土歴史館の観覧料の免除について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成31年度第1回採用港区奨学生の選考結果について
- 2 平成31年度港区一般会計予算案（教育関係）について
- 3 港区指定無形文化財の解除について
- 4 平成30年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について

「開会」

○教育長 ただいまから平成31年第2回港区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は松田教育指導課長から、公務のため遅れて出席するとの連絡を受けておりますので、ご承知おきください。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、小島委員にお願いいたします。

まず本日の運営についてお諮りいたします。本日の日程に「港区郷土歴史館の観覧料の免除について」を審議事項として追加したいと思います。また、本日の審議事項第1「港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について」及び審議事項第2「港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について」は共通する案件のため、二つ同時に説明を行い、個別に採決を行いたいと思います。審議事項第4「教育管理職の任命内申について」は人事に関する案件のために非公開での会議とし、説明委員の教育指導課長がおくれて出席するために日程を変更して、報告事項が終わった後に審議を行いたいと思います。以上のことについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、審議事項を1件追加し、審議事項第1及び第2については、説明を引き続き行った上で個別に採決を行います。また、審議事項第4については港区教育委員会議規則第13条第2項に基づき非公開とし、日程を変更して最後に審議いたします。

日程第1 会議録の承認

第2500号 第13回臨時会（平成30年6月26日開催）

第2501号 第7回定例会（平成30年7月10日開催）

第2502号 第14回臨時会（平成30年7月24日開催）

第2503号 第8回定例会（平成30年8月7日開催）

○教育長 日程第1会議録の承認に入ります。平成30年6月26日開催の第2500号 第13回臨時会の会議録、平成30年7月10日開催の第2501号 第7回定例会の会議録、平成30年7月24日開催の第2502号 第14回臨時会の会議録、平成30年8月7日開催の第2503号 第8回定例会の会議録につきましては、承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは承認することに決定いたしました。

日程第2 審議事項

1 港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について

2 港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について

○教育長 日程第2、審議事項に入ります。

議案第9号「港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について」及び議案第10号「港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは議案第9号と10号について一括してご説明いたします。審議事項1番、タブレット番号でいうと15分の2になります。港区立生涯学習センター条例第17条及び港区立生涯学習館条例第17条に基づき指定した指定管理者・公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団と港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の管理運営に関する協定を締結するものです。

指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までとなります。

締結内容です。基本協定書につきましては15分の3ページ以降にございます。現在の基本協定書と変更する部分のみを説明いたします。協定書の7ページ、タブレット番号の15分の10をご覧ください。第5章の「使用料の収納及び還付」の部分です。現在は「使用料の収納及び徴収」となっております。括弧内の見出しにつきましても現在は「使用料の収納及び徴収」となっておりますが、「使用料の収納」といたします。第30条の2行目の「使用料の収納事務」というところにつきましても現在は「使用料の徴収及び収納事務」となっておりますが、記載のとおりと変えさせていただきます。

変更の理由ですが、「徴収」という用語を次回以降削除するのですが、「徴収」という用語は、調定、納入通知、収入の全てを行う行為であるとされております。一方、「収納」につきましては、収入のみを受け入れる行為であるとされております。実際の指定管理業務に照らし合わせますと、指定管理者は収入のみを受け入れておりますので、実態に合わせたということになります。

変更点については以上となります。青山生涯学習館につきましても同様の内容となっております。

ご審議の程よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

直接、両施設に関係したことではないのですが、基本協定書のひな形は港区全体で統一的につくっていますよね。そうすると、今説明のあった収納事務に関しては、区のほかの施設で同様の業務をやっているのであれば同じように修正されたということですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 基本協定書は全庁統一になっておりまして、今回はこの生涯学習センターと青山生涯学習館オリジナルのものではありませんので、ほかの使用料を徴収しているところも同じ扱いだと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。まず議案第9号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第9号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に議案第10号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第10号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区立図書館の管理運営に関する基本協定書の締結について

○教育長 次に議案第11号「港区立図書館の管理運営に関する基本協定書の締結について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは本日付の議案資料ナンバー3をご覧くださいと思います。議案第11号「港区立図書館の管理運営に関する基本協定書の締結について」でございます。次をめくっていただきまして、「管理運営に関する基本協定書の締結について」、審議いただく内容につきましては、区立図書館の管理運営に関する基本協定書を指定管理者と締結するということでございます。

指定期間につきましては31年4月1日から36年3月31日までの5年間になってございます。

次に管理運営に関する基本協定書、別紙の方をご覧くださいと思います。こちらの下に書いてある数字でいきますと2ページのところでございますが、第6条の一番下のところ、(6)の下の※、こちらは、港区立三田図書館については指定期間中(33年度)に移転を予定しているということを追記させていただいております。

続きまして、次のページ、3ページになりますけれども、9条のところです。「三田図書館の移転・開館の準備等」ということで、「移転・開設等については利用者への影響が少なくなるよう、甲と乙は誠意をもって協議するものとする」という確認を追加しているところでございます。変更になったところはその2点になってございます。これまでの運営形態からほかのところの変更についてはないと考えてございます。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見を願いたいします。

別紙の協定書3ページの第11条です。「甲が行う業務の範囲」で、港区教育委員会が行う範囲を記載しているのですが、第11条の第1号に「5図書館及び1分室の集会室及び多目的ホール」という記載があり、これだと全図書館と分室に集会室、多目的ホールがあるようにとれないですか。

○図書文化財課長 確かにそのとおりとれますので、ある部分とない部分がありますので、記載については、「5図書館及び1分室」という表示を外してしまって、「集会室及び多目的ホールの利用

の承認」であるとか、ちょっとそのあたりが明確になるように記載を改めたいと思います。

○教育長 文書係に確認の上、修正してください。

○図書文化財課長 調整させていただきます。

○教育長 第2号以降は大丈夫ですか。

○図書文化財課長 はい、大丈夫です。

○教育長 第2号で、図書館は館外でいいのですが、分室は館外と言うのですか。また、第7号で、「大規模修繕工事等」との記載がありますが、予定されていないのであれば、「等」は要らないのではないですか。

また、「大規模修繕工事等」は、そもそも5図書館1分室すべてにないのであれば、記載の必要はあるのですか。

○図書文化財課長 今回、この5年間を見通したときにこれが発生するかどうかというところについては見通せないところもあります。前回の5年間を見ると、現在でも例えばエレベーターの交換工事があつたりとか、機器の故障があつたりとか、天井の部材が落下したりとか、色々なことで大規模に修繕することが発生しておりますので、130万円を超えた部分の大規模工事等については区がやりますよということを明確に書いているつもりでございます。ですので、予定されているものが全てとは考えてございません。

○教育長 いずれにしても第11条については、再度確認をしてください。

○図書文化財課長 はい、了解をいたしました。

○教育長 いかがでしょうか。

○田谷委員 今言われた「館外利用」というのはどういうことなのですか。

○図書文化財課長 貸し出しを停止するということです。

○田谷委員 貸し出しですね、そうか館外利用ね。

○図書文化財課長 本を中で読まれる方は館の中での利用で、貸し出しの場合は館外利用ということです。

○教育長 分かりにくいですね。

○山内委員 これはある意味で、資料に限らず、本に限らず、図書館の収蔵しているものを館外で利用することについての可否の判断は甲が持っているという意味ですよ。

○図書文化財課長 貸し出しとか、普通は一般に貸し出さないものに関しても例えばほかの自治体から言われたら貸し出しますよということも含めて、我々にとっては館外利用となります。

○山内委員 そう考えると、(7)は、教育長がご指摘されましたけれども、要するにこういう大規模な改修の業務の権限というのは甲にある、乙ではないのだということを明示の上では、予定がなくてもこれが入っていることは問題ない。逆に入っている方がよろしいのじゃないかと思います。これが背景にあって、第19条の文言にもつながっていくのだらうと思いますので。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第11号について、一部確認してもらいますが、原案どおり可決

することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第11号については原案どおり可決することに決定いたしました。

5 港区郷土歴史館の観覧料の免除について

○教育長 次に、議案第13号「港区郷土歴史館の観覧料の免除について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは本日付資料ナンバー5をご覧くださいと思います。議案第13号で「港区立郷土歴史館の観覧料の免除について」でございます。本日急遽追加になって大変申し訳ございません。経緯につきましては、文化庁の方から先月の1月31日付で東京都に発出された文書がございまして、そちらの方が文化庁第939号の「天皇陛下御在位30年記念慶祝事業について(依頼)」ということで届いております、区に届きましたのが、東京都を経由しまして昨日付の文書でございまして、到着したメールの時間は17時50分ということで、直近の……になりまして、それからご審議いただくことになりましたので、大変申し訳ございません。内容をかながみましてご審議いただいた方がよろしいかと思ひまして、無理を言ひまして大変申し訳ございませんでした。

審議内容につきましては、記載のとおりですけれども、31年2月24日の記念式典の当日に歴史館の常設展示及び特別展示の観覧料を免除したいと考えてございます。理由につきましては、先程の依頼に基づきまして免除をしたいと考えてございます。根拠規定につきましては、郷土歴史館の条例第7条に基づきまして、また条例の施行規則3条1項第5号の規定に基づきまして免除したいと考えてございます。こちらにつきましては、先日、招待券の発行をご審議いただくときにお示しした根拠条例と同様になってございます。

観覧料を免除する日は2月24日日曜日、1日でございます。対象者につきましては、観覧する全ての方を想定してございます。周知方法につきましては港区及び歴史館のホームページであったり、区設掲示板であったり、またここに書いてございせんが、デジタルサイネージであったり、学校への配布であったりさまざまなことをして通知をしていきたいと考えてございます。別添の方には今回の依頼の文書をつけさせていただいております。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

根拠条例を用意してもらえますか。

○小島委員 2月24日って何曜日ですか。

○図書文化財課長 日曜日です。2月24日日曜日、記念式典がその日に執り行われるということになっておまして、その当日になってございます。

○教育長 先程、無料公開ではなく免除するという話がありましたけれども、そこを説明してくれますか。

○**図書文化財課長** 無料公開日というのは、例えば、今回で言うと、直近では2月11日であったり、11月3日であったりということで、年に4回設定をされております。そちらにつきましては区民であったりということで、限定して無料公開の日にしてございます。今回の慶祝の行事につきましては、誰に対しても無料公開としてほしいということの意味が含まれていると考えておりますので、今回はいらっしゃった方全員を無料にするということで、無料公開日という取り扱いではなく、利用料を免除するという形で全ての方々にご利用いただけるようにしたいと考えてございます。

根拠条令が届きました。今、配布をさせていただきました郷土歴史館の条令施行規則の第3条1項の第5号でございます。「その他委員会が特に必要と認める者 減額又は免除」ということでさせていただきますと考えてございます。

○**小島委員** 減額・免除は対象者を選んで減額または免除するということですね。そうすると来ていただいた方全員を免除するという、対象者といえば対象者なのだろうけど、何か趣旨がぴったり合わないような。

○**図書文化財課長** 観覧を希望する方全てという感じで。

○**小島委員** それはそうだね。来た人は皆観覧をする。来て観覧を希望しない人はいないだろうから。何となくぴたっと合わないけれども、いけないという訳でもない。

○**山内委員** 無料公開の場合だと対象を限定しているのですよね。

○**図書文化財課長** はい。まず条令の第9条の方で、「区内に住所を有する者が無料で館が展示する全ての資料を閲覧することができる日を設ける」というところで、区内に住所があることが前提となっております。というところで、無料公開日というのは今回そぐわない事態かと考えさせていただきました。

○**山内委員** そうすると、その条文の中では無料公開日の対象となる人を上げられるような項目は入っていないということですね。

○**図書文化財課長** ないです。

○**山内委員** その上で質問ですけど、私自身はこの免除、無料で見られるようにするということは大いに結構なことだと思いますけれども、この目的が御在位30年のお祝いであり、ある意味でそれを国民全体でそういうのをお祝いできる、その雰囲気をつくるためにもこういう無料公開に全館、国を挙げてしましようということだと思うのです。そうすると控えめに、来た人だけが分かるというよりは、この日はそのお祝いの記念として無料で見られますということを周知できるような形をとらなくてはいけなくて、そのときに観覧料免除という言葉だときっと一般には通じにくい。一般には「無料公開」の方が通じやすいと思うのです。

ですから手続としては免除でいいと思うのですけれども、広報とかの表記上、「無料公開」のようなものを使えるように、分かりやすい言葉としては使えるところまでここで決めておかないときくと広報の場で困られるのではないかと思います。

○**図書文化財課長** 文化庁の方にも先程問い合わせをさせていただいて、何かロゴがあるのかとか、書き方について何か限定があるのかと聞きますと、実を言うと文化庁の方では何も考えていないと

いうことで回答を得ております。それもあつたので、我々の方でも、ただ免除しますというのは確かに分かりづらいので、「無料公開日」と書いてしまうとまた問題があるので、無料公開しますとか、ぜひお越してくださいとか、分かりやすいというか、皆さんが見ていただいて「無料なのだな、行きたいな」と思えるような表現にしていきたいなどは考えてございます。

○教育長 根拠規定が条例施行規則第3条第1項第5号になっていますが、これも文書係に確認してほしいのだけれど、第1号から第4号に該当する人たちは免除ですよ。第5号の「その他委員会が特に必要と認める者」というと第1号から第4号に該当する人以外の人ということになりますよね。そうすると根拠規定としては第3条の全号ではと思いますがいかがですか。

○図書文化財課長 最初にちょっと確認をさせていただきますけれども、1から4号に当たるまでは、来館されたときにその資格をお持ちかどうかという確認をさせていただいているというのが実情です。この当日に限っては、祝賀ムードということもありまして、その証明をするものとかも提示は求めなく、全て5号の扱いで免除、無料公開と考えさせていただいております。そうすることによって多くの方々がいらっしゃったときも、事務作業というかそういった処理も早くなっていくということも考えております。ただ、お申し出があつて、1から4号のどれかですと言われたときはそれを処理したいと考えておりますけれども、あえてその方向では事務処理上考えてございません。実務では考えてございません。

○教育長 そういうことではなく、第5号の「その他委員会が必要と認める者」とは、第1号から第4号該当以外の人という意味ではないのですか。

○図書文化財課長 そこは確認させていただきます。

○小島委員 それはこの書き方が人を対象として項立てているので、今、教育長のおっしゃったとおりじゃない。相手の対象者で各号を決めているから、その他となればこの人たち以外のものに当然なる。

○教育長 そうすると、議案資料5-2の項番2が違っているということになりますよね。

○図書文化財課長 3条の全号ということで、1から5ということで記載をさせていただきます。

○小島委員 そうしたら第3条でいいじゃない。全号というと何だろうと思うよ。「第3条に基づく」でいいのじゃないかしら。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第13号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第13号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 教育長報告事項

1 平成31年度第1回採用港区奨学生の選考結果について

○教育長 日程第3、教育長報告事項に入ります。

「平成31年度第1回採用港区奨学生の選考結果について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは報告資料ナンバー1に基づきまして、「平成31年度第1回採用港区奨学生の選考結果について」説明をさせていただきます。

まず今回の奨学生は平成31年4月から高等学校に進学予定または在学している方、大学等への進学者を対象に平成30年11月6日から平成30年12月5日の約1カ月間を募集期間として申請を受け付けました。

周知方法については、項番の2のとおりでございまして、区内の高等学校等にも募集案内等の送付をさせていただいております。

項番3の応募状況でございますが、応募者は19名ございまして、中・高校生対象が10名、大学生等の対象が9名ございました。その内訳については(2)のところでございますが、中・高校生対象は公立中の方が10名で、大学生については公立高校6名、私立高校3名となっております。

項番の4でございますけれども、奨学生の決定については、提出書類に基づきまして、所得状況を確認いたしました。19名のうち18名については所得の基準内ということでございました。1名につきましては、大学進学を希望している1名でございましたが、所得基準が認定規準を超過しておりましたので、本年1月23日に開催いたしました奨学資金運営協議会においてご協議をいただきました。この所得の基準等については算出方法がございまして、大学等については学生支援機構の算定基準に基づきまして区の方も算定をしております。当該の生徒につきましては、12月31日で収入支持者であるお父様が退職をし、現在無収入である。今後についても収入状況が不安定な状況が続くということを考慮いたしまして、この方についても採用ということが望ましいというようなご判断をいただきました。よって、この23日の協議会において19名全員を今回採用と決定させていただいております。

決定者に対しましては、結果をお知らせするとともに、必要な手続について行いまして、入学資金は、まず3月に、そして毎月の奨学金については4月から貸し付けを行ってまいります。

裏面に、項番5になりますが、貸付金額、それから6に過去3年間の応募状況を記載してございます。応募状況については、30年度に比べ31年度の第1回はちょっと人数が少なくなっているという状況が見られております。

甚だ簡単でございますが、説明は以上でございます。

引き続き、恐れ入ります、お手元の方にお配りさせていただいております給付型奨学金についての資料になります。先日、区民文教常任委員会で給付型奨学金の発案を受けておりまして、区の方の調査状況等についてご質問がございました。資料を調製して内容を説明させていただきましたので、今日議題には上げさせていただいておりませんが、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず他区の奨学金制度についてこの間、状況について調べさせていただきました。その結果、まず給付型奨学金制度のある区が23区中11区ございます。そのうち寄付金制度を設けているとこ

ろが5区となっております、新宿区、大田区、世田谷区、豊島区、江戸川区となっております。それぞれに高等学校のみであるとか、大学のみであるとかという形で対象を絞ってございます。また要件につきましても、成績要件、それから卒業後も区内に在住することが要件となっているところがございます。

世田谷区については27年度に創設されておりますけれども、国と同様に児童養護施設の退所者を対象としてございまして、若者フェアスタート事業ということで寄付金の募集を開始してございます。

次に板橋区でございますが、板橋区については福祉修学資金という形で、一定程度の福祉施設で、今後医療機関等に就職をするであるとか、資格を取るとかそういった方を対象にしてございます。

また足立区でございますけれども、こちらも給付型となっておりますが、一部返還免除という形になっておりますので、一旦貸し付けをし、成績要件とそれから引き続き区内に在住というような要件を満たした場合、一部返還免除があるということでございます。

一般財源から給付型奨学金を支給しているところが文京、台東、品川、荒川という状況でございます。

なお、奨学金制度は貸付制度として設けていますが、給付型についてまたは一部免除も含めて今後の検討についてもお伺いをしたところ、検討していかないというご回答をいただいたところは墨田、江東、目黒、渋谷、杉並、北区、葛飾となっております、貸付制度も奨学金制度も全く設けていないところが、千代田、中央、中野、練馬という状況でございます。

次に、「高等学校及び高等教育の学費負担を軽減する制度」でございますが、今現在、高校生と大学に向けて軽減している制度についてお示しさせていただいております。こちらの方が高校生を対象にしてございまして、国と東京都の方での就学資金、それから授業料の減免制度、助成金で支援をしております。概ね760万までの世帯の方に関しては、私立学校に通った場合でも実質無償化という状況になってございます。

裏面は大学生を対象に支援するものでございまして、国の方が平成30年4月からに向けて調整をしておりますけれども、授業料の減免について、まず申請者が学校の方に申請をいたしますと、学校の方が免除をいたしまして、学校は国の方からこの費用の支出を受けます。給付型奨学金については、この授業料のほかに生活費の部分も支援をするという考え方でございますので、本人が日本学生支援機構の方に申請をいたしまして、本人が個人で給付を受けるというものになってございます。ですので、私立大学の方ですと入学金26万円、授業料70万円の減免がありまして、なおかつ自宅から通っている場合については46万円の給付が受けられるということになります。これは、対象は住民税の非課税世帯ということで、やはり経済状況に左右されることなく本人の意欲が尊重されて、必要な環境の中でしっかりと学習ができるという状況を整備するという内容となっております。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

そもそも論でちょっと聞きたいのですが、資料1の2「周知方法」の「(6)区内公・私立高等学校に募集案内を送付」とありますが、これは大学に行く人たちのためですよね。高校に行く人たちのための募集案内は、区内公・私立中学校に送っていないのですか。

○教育長室長 公立中学校と区内の私立中学校には送付をさせていただいております。

○教育長 送っているのであれば記載しておいてください。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○小島委員 9の板橋区の場合がありますよね。板橋区は福祉修学資金と書いてある。これは高校生ですか。何なのだろう。専門学校生なのかしら。国公立、私立って書いてあるから、福祉に進む大学の学部かしらね。歯科衛生士とか書いてあるから、高校生、大学生一般じゃなくて、何かかなり限定された人のみというような感じですよ。何か事情があるのかな。

○教育長室長 まず対象の職種というのがあります。社会福祉士、介護福祉士、理学・作業療法士、それから視能訓練士、歯科衛生士というのがあります。対象者として「対象職種の学校または養成施設に入学を許可された、または在学している」ということでございます。

○小島委員 ちょっと変わった感じを受けるけど、何か理由があるのでしょうか。

○教育長室長 こちらは教育委員会で所管しているものではなくて、福祉部の方で所管をされているということです。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかによろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 平成31年度港区一般会計予算案（教育関係）について

○教育長 次に「平成31年度港区一般会計予算案（教育関係）について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは「平成31年度港区一般会計予算案（教育関係）について」ご説明をさせていただきます。まず本日の委員会資料の2となりますけれども、別紙1が平成31年度予算案の集計表、別紙の2が平成31年度新規・臨時・レベルアップ事業の一覧となっております。参考資料といたしまして、当初予算案の概要となっております。

区は、より透明性の高い区政運営を実現するとともに、参画と協働を一層推進するため、平成31年度から予算案については編成過程を公開してまいりました。

内容でございます。まず資料ナンバー2の1ページ目、1番目でございますが、31年度予算については、港区ならではの地域共生社会の実現に向けて「一人ひとりに向き合い、寄り添い、支え合う、安全で安心できる港区をめざす予算」として編成してございます。予算方針に掲げました三つの重点施策については、安全・安心に過ごせるにぎわいのあるまちの実現、2番目には全ての子どもたちを健やかに育むまちの実現、3点目は誰もが健康で心豊かにいきいきと暮らせるまちを実現する取組となっております。

一般会計予算でございますが、参考資料の概要版の方をちょっとご覧いただきますと、左上のと

ころでございますけれども、1,415億7,000万円、こちらが一般会計予算案となっております。まして、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療に関する特別会計、三つと合計しますと1,883億2,070万となっております。

一般会計予算におきまして、歳出予算の要求額が当初、1,601億円でしたが、歳入の見込額が1,361億円ということで、歳出、歳入の差額が240億円になっておりましたけれども、各事業をより効果的、効率的に実施するため、事業の必要性、緊急性、経費の妥当性を精査して、国、東京都の補助金、それから基金など歳入の確保を積極的に進めて当初予算をまとめたものとなっております。歳入の根幹をなします特別区民税については、人口増加や雇用・所得環境の改善に伴いまして、前年度比27億円増の1,416億円となっております。また歳出につきまして、民生費と土木費などによって32億円の増とともに、教育費におきましても新教育センターや仮称芝浦第二小学校の整備などに当たる19億円が増となって入っております。

では次に教育関係の予算についてご説明をいたします。資料2の方にお戻りいただきまして、まず先に歳入の方をご説明いたします。下段にございます歳入でございますが、教育費19億1,255万6,000円で、前年度と比較いたしますと4億7,960万円の減となっております、増減率は△20%となっております。郷土歴史館の開設等による特別交付金など開設準備費の減が要因となっているものと考えられます。

次に歳出でございますけれども、上の段でございますが、教育費の合計では187億9,370万6,000円で、民生費、総務費に次いで3番目に多い予算となっております。新教育センターの竣工、引き渡しに伴う整備事業費、合わせてみなと科学館の開設準備経費等が前年度に比べ19億665万6,000円の増となっております、11%増となっております。個別の詳細につきましては、平成31年度歳出予算の集計表、別紙1にございますが、こちらをご参照いただければと思います。

次に新規・臨時・レベルアップ事業でございますけれども、別紙2になります。全部でこちらは45事業でございます、66億1,463万9,000円となります。事業の詳細は個別にこちらに書いてございますが、事業名の頭に事業の分類を記載してございます。新規は平成31年度から新たに行う事業でございます、臨新となっているのは平成31年度から臨時的に行うもの、臨継は平成30年度以前から行って、臨時的な事業になっております。レベルはレベルアップでございますが、平成30年度以前から行っている事業で、内容をさらに充実拡大する事業をあらわしてございます。

主なものでございますけれども、新規については1から4の、学びの多様性推進プロジェクトやコミュニティー・スクールの推進、それから医療的ケア児などの事業となっております。臨新につきましては8事業ございまして、幼児教育振興アクションプログラム策定などがこちらに当たります。臨継につきましては、全部で23事業ございます。教職員の働き方改革推進事業ほか22事業となります。レベルアップについては全部で10事業ございまして、地域学校協働活動推進事業などがこちらの方にレベルアップとして掲げてございます。

ただいま説明させていただきました平成30年度の予算案につきましては、開会中の港区区議会第1回定例会においてご審議いただくこととしてございます。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○小島委員 別紙2の3番のコミュニティー・スクールの推進のところ、コミュニティー・スクールの内容を色々と議論したのですが、予算的な裏づけについてちょっとよく分からないので、今、1,300と読み間違えてしまったのだけど、この131万では質問する元気がなくなってきたのだけど、何に使うのですか。

○教育企画担当課長 主なものとしまして、一番大きいのが協議会の委員の方の報酬で、2協議会ということで、こちらが約115万円ということになっています。あと、個別に研修会を開く場合に講師の方をお呼びした場合の謝礼で、これが約5万円。そういったところが大きな要素で、その他旅費、視察に行った場合の電車賃など、あと消耗品が2万円など、そういったものを合わせまして131万1,000円ということになります。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○教育長室長 済みません。大変申し訳ありません。別紙1の歳出予算集計表でございますけれども、「30年度当初予算額」となっております。これは31年度の間違いでございます。申し訳ありません。肝心なところ。この場で修正させていただくよう申し上げます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

別紙1の校外施設費の夏季学園費です。夏季学園は教育課程に入っていないので希望者の参加になりますが、子どもの数が増えている中で、参加希望者の割合が同じだとすれば参加者数が増え、夏季学園費も増えていいのかと思います。ところが270万円余減っているのだけど、これは何で減っているのですか。

○学務課長 資料がなくて、確認させていただきます。申し訳ありません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

社会体育費の社会体育施設費がスポーツセンター指定管理料の減ということで、8,000万円弱減っていますが、これは利用料金制度の関係ですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 今、担当に調べさせていますので、この場で後程回答できると思います。利用料金と関係するかどうかも含めて確認しております。

○教育長 金額は大きいですね。

よろしいですか。今の質問は後程答えてください。

それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

3 港区指定無形文化財の解除について

○教育長 次に「港区指定無形文化財保持者の認定解除について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは本日付報告資料ナンバー3をご覧くださいと思います。「港区指定無形文化財保持者の認定の解除について」でございます。こちらは、保持者の認定を港区文化財保護条例第21条第6項の規定に基づき解除いたしましたので、報告させていただくものでございます。

無形文化財保持者として認定をされている鈴木正一氏が平成30年11月6日に死亡されており、保持者の死亡届が提出され、平成31年1月25日付で書類は出ておりますけれども、1月28日に受理をしてございました、郵送で。港区の文化財保護条例第21条第6項に基づきまして、死亡の場合には認定を解除して、それを告示する旨が規定をされておりますので、今回は告示をさせていただいた旨を報告させていただくものでございます。

解除する保持者の氏名は鈴木正一氏、昭和5年5月6日生まれ。解除する理由については死亡ということになってございます。

経緯でございますが、鈴木正一氏は、白金台2丁目の同氏が営む尚雅堂にて江戸表具の作製に従事をしてきておりまして、伝統的な技術を伝える数少ない表具師であるということで、その正当性とか伝統性ということに注目して、審議会の調査、審議を経て、平成24年10月24日に無形文化財に指定するとともに、無形文化財保持者に認定をされてございます。

今回、お亡くなりになったことで、江戸表具の方では3名の認定者がおられましたけれども、あと2名ということになっております。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○山内委員 こういう無形文化財保持者が亡くなって認定解除というのは手続として理解しておりますけれども、一方でこういう方たちの、ここにあるような江戸表具の製作技術とかあるいは江戸表具をきちんと製作できる表具店の様子とか、そういうものをどう記録として残しているのか、残していくのかというのもう一つ重要なことだと思うので、その点でこういう無形文化財の方の持っている技術とかあるいはそういう表具屋さんのこととか、そういうのって記録とか常にされているのですか。

○図書文化財課長 登録される際にはやっておりますけれども、こういったものを作製されとかいうことがあるので、色々な時期を経て展示をさせていただいたりということで世の中に知っていただくということで、それを含めて記録をするというように努めております。

この鈴木様に関しては、前回の特別展のところで展示をさせていただいて、皆様に知っていただくと同時に記録を我々の方としてもとっているということと、また次回、2月16日から「平成と港区」ということで、今回企画展をさせていただくのですけれども、その中の、同時開催ということで、港区伝統工芸展ということで、熟練した匠の美ということで、2月16日から3月19日まで開かせていただくことになっておりまして、そういったことで知っていただくと同時に、我々もこの展示を通して記録をしていくという形で、定期的にはこういったものを考えているところでございます。

○山内委員 展示も大事なのですがすけれども、どうしても展示の場合は写真が中心になってしまいます。技術はやはりある意味で動きを見ないといけない訳で、例えばそういうのを動画で時々収録をさせてもらうとか、あるいはこういう仕事自体が面白ければ、昔の様子から聞き書きをしておくとか、そういうことをあわせて保存していくということが重要だと思うのですが、その点はいかがですか。

○図書文化財課長 今回、鈴木様の件に関しては動画を撮れておりませんが、去年は三味線の方で伊東様の方の動画を作成させていただいて保存をさせていただくとか、そういったことで機会を通じながら、もちろん動画も含めてとらせていただいているような状況でございます。

○山内委員 今後、色々な無形文化財の方についてももう少しそういうことに積極的に力を入れていかれると、その後亡くなって終わりじゃなくて、先々により価値を増してくることになると思いますので、ぜひそういうこともやっていただければと思います。

○図書文化財課長 本当に無形文化財というのは形にして残すことが難しいものということで、動画であったり他の次世代につながるような記録の仕方を考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

ちなみに解除日は1月28日でもいいのですか。

○図書文化財課長 解除日につきましては、11月6日にさかのぼってということになります

○教育長 死亡された日ですね。1月28日に受理しましたと書いてありますが、受理してすぐその日に告示をしたのですか。

○図書文化財課長 はい。

○教育長 分かりました。

ほかによろしいでしょうか。

それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

4 平成30年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について

○教育長 次に「平成30年度卒業式・修了式『お祝いの言葉』について」説明をお願いします。

○教育指導課長 教育委員会報告資料ナンバー4ということで、平成30年度卒業式・修了式の「お祝いの言葉」について作成をいたしましたので、ご報告をさせていただきます。1枚、おめくりください。幼稚園の修了式用ということで、幼稚園の方には感謝の気持ちを伝えるということと、これからの小学校生活への期待を持ってもらえるようにということで書かせていただきました。

もう1枚おめくりください。小学校につきましては、桂歌丸さんを取り上げ、信念を持ち一生懸命取り組むこと、最後の最後まで全力で生きることの素晴らしさというようなテーマでお祝いの言葉をつくらせていただいています。

最後のページになります。中学校の卒業式ということで、こちらの方は、ちょうど日本とポーランドの国交樹立100周年の年になりますので、日本赤十字社が、かつてポーランドの孤児をロシ

アからポーランドに送り届ける、その過程において日本にお預かりしていたこともありますので、惻隱の情という言葉と、相手を思いやる心を持つということと、本当の優しさは心の強さが支えるというようなテーマで書かせていただいております。

甚だ簡単ですが、以上で説明は終わらせていただきます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いします。

○小島委員 小学校なのですが、「歌丸さん」って書いてあるのですが、小学生なので歌丸さんというので、親しみやすいからいいのかと思います。世間一般的には師匠って言うのですよね。「歌丸師匠」ってなるのかなと思うのですが、ただここで師匠、師匠っていうのも何かおかしいですね。親しみやすく「歌丸さん」でいいのかな、小学校の場合は。

○教育長 どうですか。

○教育指導課長 小学校6年生であれば「歌丸師匠」で十分いけるのではないかなと思っているのですが、学校によっては低学年の子どもたちも参列している場合もありますので、「歌丸さん」の方で我々は書かせていただきました。もし気になるようでしたら、「歌丸師匠」に統一してもいいと思っています。

○小島委員 私は「師匠」の方がいいのかなという気がするけど、そんなにこだわっていません。

○田谷委員 いまの件は、私も確かに小島先生のように「師匠」ではないかなと思ったのですが、文の中で15行目に歌丸さんが歌丸さんの師匠のところを飛び出したという文脈があるので、それを考慮すると「歌丸さん」でいいのかなと思うのです。これをまた「師匠」とやってしまうと、師匠と師匠になってしまうので、ここで引っかかりました。

○小島委員 自分の師匠。

○田谷委員 という表現になるかな。そうするとこんがらがってしまうかなと。

○山内委員 私はどちらがいいかと問われれば、「さん」でいいと思います。あくまで師匠というのは弟子が呼ぶ師匠であって、第三者からしたら師匠ではないのですよね。

○小島委員 だけど一般的には師匠だよね、落語家の上の方の方たちには師匠って言うね。

○山内委員 落語の世界の人たちとか芸能の世界の人たちじゃないですかね。

○小島委員 テレビなんかを見ているとどんな落語家もみんな師匠になってしまう。師匠、師匠って呼んでますよね。

○山内委員 もう一ついいですか。中学校のお祝いの言葉の中で、惻隱の情の説明が本当にこうなのかっていうのが、よく分からない。おそらく惻隱の情の定義としては、辞書で短く言えば思いやりの言葉ですけど、もっと言えば相手の立場に立って深く心を痛めるという感情だと思うのです。その後の行動を伴うということまでを惻隱の情の意味自体は含んでいるかとなると、惻隱の情があって行動に出るということであって、「行動を伴う思いやりが惻隱の情」と言い切っているのかどうか、実は私は読みながら気になっていました。

○小島委員 私もそれが気になったので、今、辞書を調べてもらったのです。調べてもらって、「惻隱の情」の言葉自体は、今、山内委員の言ったように思いやり、気持ちのようなのですよね。実行

するかどうか。言行一致じゃないけど、惻隱の情に基づいて、その言葉に基づいて行動しましょうということが大事なんじゃないだろうかと思うのですけどね。

○教育長 いかがですか。

○教育指導課長 確かに行動を伴わなくても惻隱の情というのは成立するのですが、行動を伴わない場合には、「憐れみ」とかそういう言葉で終わってしまうことの方が多いかかと捉えています。これは、言い切ってしまったときに、確かに言葉の定義としてはおかしいという指摘を受ける可能性があるので、ちょっとこの文については書き直しを図りたいと思います。

○小島委員 惻隱の情で期待されているのは、惻隱の情の言葉で一番有名なのは、昔、田中角栄さんが逮捕されたときに、政府としてどうするかと。同じ自民党の仲間として、角栄さんは自民党にも国家にも役に立った人なのだから、そんな人を逮捕したりするのはどうなのと。それで惻隱の情という言葉を使ったのだらうと思うのですね。だけど、それは全くおかしい話で、悪いことをした人に、悪いことをした者に対する手続を取ろうというときにそういう思いやりの心を使うのはおかしいじゃないかということで、その当時、惻隱の情というのは非常に否定的にとられた。その逆をいったのが佐藤栄作さん。あれも贈収賄で収賄したのだから完全に逮捕されて刑事罰を受けなくてはいけないのだけれども、指揮権発動ということをやってその犯罪をチャラにした。その佐藤栄作さんの事例があるので、田中角栄さんに対しても指揮権発動して刑事の司法が入らないようにしたらどうかと考えた際、惻隱の情という言葉が使われた。惻隱の情というのが間違っただけで世間的に使われて、逆に惻隱の情というのは、最近の付度と同じように、悪い意味に取られてしまった。付度という言葉は非常にこれまた日本人の心、美しい言葉なのですが、逆の意味にだんだんできてしまっている。そこで今回改めて、この惻隱の情というのを正しく使いましょうということで非常にいいことだらうと思うのですが、確かに惻隱の情は、人間として思いやりの心とか、相手の立場をよくくんであげるといことなののですが、それだけでは惻隱の情としては不十分で、それに基づいて、その事態をどう打開するのか、どう解決してくのか実行を伴わないといけない。単なる優しさとか思いやりだけでは惻隱の情とは言わないので、そこを打開する何らかの行動を行って初めて、惻隱の情が発動されたとか、発揮されたとか言うのじゃないのかと思うのですよね。

○山内委員 そういう意味では、それがさらに惻隱の情に基づく勇気が大事なのだと思うのですよ。勇気だって、努力とか腕力とかの勇気じゃなくて、相手の立場に立って深く心を痛める中で、周りの目を気にしないで毅然として行動に持っていける、こういう勇気が本当の勇気として大事なのだというメッセージになった方が伝わるのじゃないかなと思いますけれども。

○小島委員 日本では惻隱の情という言葉を使うが、中国だと「義を見てせざるは勇なきなり」で、周囲の状況で義というものを感じて、しかし自分の地位を守りたいとか、自分の安全を守りたいとか何とかいったら、思いやり、心はあっても行動には出ない。そこに義というものを感じたときに、それを行動に起こす。そこで「義を見てせざるは勇なきなり」。惻隱の情も、そういう気持ちを持った上で、何か打開することをやって初めて惻隱の情があるというふうになると思うのですよね。そこら辺が今、山内委員が言ったのと連動してくると思うのですけれども、そういう観点からこの

言葉を理解すると、帝政ロシアが非常に強くて、周りの人がこうしてあげたいと思うけれども、帝政ロシアの逆鱗に触れて自分が不利益になるとかなんとかを考えて皆さん何も行動を起こさなかったところを、日本赤十字社がそういう優しい心、思いやりの心、それに基づいてそれを打開する心で、その発露に基づいて行動をとったのだ。だからもうちょっと、帝政ロシアがあまりにも強くて、皆さんが思ってもやれなかったと、そこを日本赤十字社が気持ちをくんで、勇気を持って、最後に勇気を持ってとあるので、それは非常に正解なのですが、そこに結びついてくる、そこの大変だったという、誰も気持ちがあってもできなかったということを、子どもたちにもうちょっと分かってもらえる文章にした方がいいのじゃないですか。

○教育指導課長 文章量全体が膨らんでしまいますので。

○小島委員 だけど、そこが一番大事なので。ほかのところははしょっても、帝政ロシアの強さのために、皆、思ってもできなかったにもかかわらず日本赤十字社はそういう思いやりを持って、勇気を持って、こうやって行ったのだというのを簡単にまとめればいいのだろうと思うけど。何で惻隱の情かというのがよく伝わってこないと思う、これでは。

○教育長 全体の中でショパンはどう関係してくるのですか。「今年は、」から始まる6行は要らないような気がします。

○教育指導課長 ポーランドと言われてもイメージのわからない中学生が多いものですから、ショパンでエチュードで「革命」というと、これCMでもよく流れるので。革命という曲自体がなぜそれが流れていたかということ、ロシアとの関係の中で、占領下にあった訳ですね。そういうことが想起できるように若干それを入れたので、惻隱の情の方にシフトするためにこれを削るというのであれば、削ってもいいかなと思うのですね、全体のバランスをとるために。

○教育長 中学3年生であればポーランドは分かるのではないですか。

○教育指導課長 ポーランドがどういう国であったか、要するにその当時占領下にあったということ自体あまり知らなかったりすることもあるので。

○教育長 「歴史」でそこまで学習しないのですか。

○教育指導課長 あまり出てこないですね。

○教育長 小学校は、卒業生に卒業後こうしてくださいということの導入として歌丸さんの話をしているのですよね。小学校はその導入部分は12行で、卒業生にお願いする部分が7行です。それに対し、中学校は18行が導入部分で、中心部分は3行です。「惻隱の情」も含めて、導入部分はもう少し短くして、むしろ中学生にお願いする中心部分を膨らませてほしいと思います。

○教育指導課長 ショパンの部分を削りながら、後ろの方を膨らませる形で修正を図ってまいります。

○教育長 「お祝いの言葉」の中でポーランドとか惻隱の情の話をして、「あれ、我々にお願いするのは3行しかないの」と思ってしまいます。

○教育指導課長 この話で惻隱の情というのは大事な、中学生に持ってもらいたい気持ちなので。

○教育長 分かりますが、ストレートに中学生に言葉をかけるのは、「特別なこと、大きなことをす

る必要などありません。」の3行ですよ。それまではあくまで、それを言うための導入ですよ。

○山内委員 私はこの題材を取り上げるのは大いにいいことだと思うのですが、そのときに、今、聞いていて惻隠の情という言葉にあまりに引っ張られ過ぎてしまって、逆に伝えるべきことが弱くなっている可能性があるのが一つ。ある意味で「お祝いの言葉を贈ります」で、特にこの時期に、例えば小島先生が言ったような「義を見てせざるは勇なきなり」という言葉を心に刻んでほしい、その具体的な例としてということに入って、もう1回最後に相手の立場に立って、深く心を痛めながら、それをどう行動に生かすか。そういう勇気が大事なのだ。そういうのが「義を見てせざるは勇なきなり」なのでよってという言い方になれば、あまり解説的にならなくてもいいのかなと思いましたけれども。

○教育指導課長 そこら辺をあわせて工夫したものを今日、明日で頑張ってお仕上げを持っていきたいと思います。

○教育長 よろしくをお願いします。

それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

日程第2 審議事項

4 教育管理職の任命内申について

○教育長 これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

○教育長 本日の予定していた案件は全て終了しましたが、委員または説明員からそのほか何かありますでしょうか。

先程、保留になっていた件について説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは先程の報告資料のナンバー2、タブレットでいいますと3番目になるのですが、別紙1の校外施設費のうち夏季学園の減についての理由についてご説明をさせていただきます。

夏季学園につきましては、中学校の方の生徒数が50名程減となりますので、その減の分がこちらの方にあらわれているものでございます。基本的に中学校の方では、夏季学園の場合、中学校2年生を対象としているのですけれども、民間施設を活用しながら農業体験等を通じて体験学習活動を行うということで、新潟また尾瀬の方で体験活動を行うものでございます。生徒数の減による減でございます。小学校の方なのですけれども、小学校の方は生徒数が240名程増になるのですけれども、基本的に箱根ニコニコ高原学園の方で活動しますので、委託料についてはかかるものではございません。ただし事業費または役務費、その他使用料の方で多少の増があるということで、プラス・マイナスでこういった形になってございます。

以上でございます。

○教育長 そうすると夏季学園希望者が少なくなっているということですか。

○学務課長 現在の1年生の生徒数から予算を振っているのですけれども、1年生の今の数が1月1日現在で618名おります。昨年度でいうと669名でございましたので、51名程減になって

います。予算としてはそういった形をとらせていただいておりますので、減になっているという状況になっています。

○教育長 わかりました。

○生涯学習スポーツ振興課長 社会体育施設費、約7,800万円の減なのですが、スポーツセンター指定管理料の減という理由ですけれども、それがそのままの理由なのですが、もともと利用者がかなり多いということから、利用料収入が相当ある。指定管理者の方が、今回もこの金額を減らした分で運営できるという形でのもともと予算計上だったものですから、今回このような減額になったということです。

○教育長 やはり利用料金制度との関係ですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 やはり利用料金が多いということを見込んでの指定管理料の減になっております。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を2月26日火曜日午前10時から開催の予定です。よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(午前11時40分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 小島 洋祐